

へい せい ねんど だい かい  
平成 26 年度 第 1 回

さっぽろし しょう しゃ しさくすいしんしんぎかい  
札幌市 障がい者 施策 推進 審議会

かい ぎ ろく  
会 議 録

にち じ へいせい ねん がつ か すい ごご じ かいかい  
日 時：平成 26 年 11 月 5 日（水）午後 3 時開会

ば しょ さっぽろししちょうかくしょう しゃじょうほう かい だいかいぎしつ  
場 所：札幌市視聴覚 障がい者 情報 センター 2 階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） それでは、まだお見えでない委員もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから、平成26年度第1回札幌市障 がい者施策推進審議会を開催いたします。

今日は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、札幌市障 がい福祉課長の長谷川でございます。どうぞよろしく願います。

それでは、まず先に、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

机の上に、本日の次第と座席表を配布させていただいております。次第の裏面に配布資料の一覧を記載してございます。資料につきましては、事前に送付させていただいておりますけれども、本日はお持ちいただいておりますでしょうか。

事前にお配りしている資料は、一覧にございますとおり、資料の1-①から⑤までと、資料2と資料3の全部で7種類でございます。また、資料1-①と資料1-③につきましては、お送りした後、内容に修正がありましたので、本日、差しかえ版を机の上に置かせていただいております。

資料の不足等ございませんでしょうか。

## 2. 札幌市障 がい保健福祉部長挨拶

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、障 がい保健福祉部長の嶋内からご挨拶を申し上げます。

○嶋内 障 がい保健福祉部長 皆様、こんにちは。

札幌市保健福祉局 障 がい保健福祉部長の嶋内でございます。

ほんじつ たいへん たぼう さんか ほんとう  
本日は、大変ご多忙のところをご参加いただきまして、本当にありがとうございます。  
ざいます。

みなさまがた さっぽろし ふくしぎょうせい ただい しえん きょうりょく  
また、皆様方には、札幌市の福祉行政に多大なるご支援、ご協力をいた  
だいておりますことに、心からお礼を申し上げたいと思います。

ぜんかい しんぎかい ことし がつ にち かいさい かいぎ  
さて、前回の審議会は、今年の3月12日に開催いたしました。その会議の  
なかでは、さっぽろしょうしゃ しんちやくじょうきょう しょうがいしゃしゅうろうしせつ  
中では、さっぽろ障がい者プランの進捗状況、また、障害者就労施設  
とう ぶつびんとう ちょうたつほうしん さくせい しんぎ  
等からの物品等の調達方針の作成などにつきましてご審議いただきました。

しょうがいしゃそうごうしえんほう へいせい ねんど しっこうぶんとう じょうほうていきょう  
また、障害者総合支援法の平成26年度の執行分等について情報提供を  
させていただきました。

こんねんど しょうち しょうしゃ しょう ふくし  
今年度は、ご承知のとおり、さっぽろ障がい者プランのうち、障がい福祉  
けいかく けいかくきかん ほんねんどまつ しゅうりょう つぎ けいかく さくてい  
計画の計画期間が本年度末で終了いたしますことから、次の計画を策定い  
たしますとともに、くに だい じしょうがいしゃきほんけいかく さくてい しょうがいしゃそうごうしえんほう  
また、障がいしゃさべつかいしょうほう せいりつ ふ しょう しゃほけんふくし  
また、障害者差別解消法の成立などを踏まえまして、障がい者保健福祉  
けいかく いちぶみなお おこな よてい  
計画の一部見直しにつきましても行う予定でございます。

けいかく さくてい あ しょう どうじしゃ ゆうしきしゃ かた こうせい  
計画の策定に当たりましては、障がい当事者や有識者の方で構成いたし  
ます計画検討会議や関係団体等の意見交換会などでご意見をいただきながら、  
げんざい さぎょう すず  
現在、作業を進めているところでございます。

ほんじつ かいていご けいかくあん みなさま しんぎ  
本日は改定後の計画案につきまして皆様にご審議をいただくとともに、  
しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびんとう ゆうせんちょうたつ じこう さっぽろし  
障害者就労施設等からの物品等の優先調達についてという事項と札幌市の  
じどうせいしんかいりょう かた ば ほうこく  
児童精神科医療のあり方につきましてもこの場でご報告をさせていただきたい  
かんが  
と考えております。

いいん みなさまがた きたん いけん ちょうだい かんが  
委員の皆様方には、どうか忌憚のないご意見を頂戴できればと考えてお  
りますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 3. 委員紹介

じむきょく はせがわしやう ふくしかちやう ほんじつ しゅつせき  
○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） それでは、本日ご出席いただきました  
いいん みなさま ざせき じゆん しょうかい  
委員の皆様を座席の順にご紹介させていただきます。

さっぽろしんたいしょうがいしゃふくしきやうかいかいちやう あさか いいん  
まず、札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員です。

さっぽろこうきやうしよくぎやうあんていしよしよちやう いのうえいいん  
札幌公共職業安定所所長の井上委員です。

さっぽろしやま てこうとうようごがっこうこうちやう おかづみいいん  
札幌市山の手高等養護学校校長の岡積委員です。

おかづみいいん がつ じんじいどう しゅうにん  
なお、岡積委員につきましては、ことし4月の人事異動により、ご就任  
ただくことになりました。

つづ に こ り かいごじよしゅ おしみ いいん  
続きまして、NIKORIセンター24の介護助手の押見委員です。

つぎ ほっかいどうなんびやうれんじぎやういいん しんぼりいいん  
次に、北海道難病連事業委員の新堀委員です。

さっぽろししゃかいふくしきやうぎかいちいきふくしほんぶちやう たかもりいいん  
札幌市社会福祉協議会地域福祉本部長の高森委員です。

せいねんこうけん さっぽろし ぶふくしぶちやう ちがいいん  
成年後見センター・リーガルサポート札幌支部副支部長の千貝委員です。

さっぽろ もり せいしんほけんふくししけん にしさいいいん  
札幌なかまの杜クリニック精神保健福祉士兼ピアサポーターの西坂委員  
です。

さっぽろ て いくせいかいふくかいかいちやう ふじいいん  
札幌手をつなぐ育成会副会長の藤井委員です。

さっぽろしみんせいいんじどういんれんらくきやうぎかいふくかいかいちやう みかみいいん  
札幌市民生委員児童委員連絡協議会副会長の三上委員です。

しゅうろうけいぞくしえんじぎやうしよさっぽろししゃかいふつき しせつちやう もりもといいん  
就労継続支援事業所札幌社会復帰センター施設長の森本委員です。

さっぽろしたいふじゆうふくしかいりじちやう やまうちいいん  
札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員です。

さっぽろせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかいせんむり じ よしだいいん  
札幌市精神障害者家族連合会専務理事の吉田委員です。

かとういいん かとういいん いじょう めい いいん  
加藤委員はおくれておりますが、加藤委員を入れまして、以上14名の委員  
しゅつせき  
にご出席いただいております。

また、ご欠席の連絡をいただいておりますのは、北星学園大学短期大学部  
きやうじゆ ふじわらかいちやう ほっかいどうちゆうしよきやうかどうゆうかいしやうがいしゃもんだいいんかいいん  
教授の藤原会長、北海道中小企業家同友会障害者問題委員会委員の  
いけだいいん さっぽろしちゆうとしつちやう なんちやうしゃきやうかいかいちやう おおぎやいいん さっぽろししかくしやう  
池田委員、札幌市中途失聴・難聴者協会会長の扇谷委員、札幌市視覚障  
がいしゃふくしきやうかいかいちやう さわだいいん さっぽろせいしんかいかいちやう はやしだいいん  
害者福祉協会会長の澤田委員、札幌市精神科医会会長の林下委員、

ほっかいどうりつしんしんしょうがいしゃそうごうそうだんじょしよちょう ひろ た いいん いじょう めい  
北海道立心身障害者総合相談所所長の廣田委員、以上の6名でございます。

つづ じむきょく しょうかい  
続きまして、事務局をご紹介いたします。

しょう ほけんふくしぶちょう しまうち  
まず、障がい保健福祉部長の嶋内でございます。

あらた わたし しょう ふくしかちょう はせがわ  
改めまして、私は、障がい福祉課長の長谷川でございます。

きかくちょうせいたんとうかちょう ひらい  
企画調整担当課長の平井でございます。

じりつしえんたんとうかちょう たかはし  
自立支援担当課長の高橋でございます。

かんけいしょくいん どうせき しょうりやく  
また、関係職員も同席させていただいておりますが、省略させていただきます。

こんご しんこう ほんじつ ふじわらかいちょう けっせき  
それでは、今後の進行につきましては、本日、藤原会長がご欠席でいらっ  
しゃいますので、会長代理の浅香委員にお願いしたいと存じます。それでは、  
あさかいいん ねが  
浅香委員、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4. ぎ じ 議 事

あさかかいちょうだいり ふじわらかいちょう けっせき しんこうやく つと  
○浅香会長代理 藤原会長が欠席されましたので、進行役を務めさせてい  
ただきます浅香と申します。よろしくお願い申し上げます。

みなさま ねが はつげん さい なまえ じょうほう ほしょう  
なお、皆様にお願いですけれども、ご発言の際には、お名前と、情報保障  
かんてん はなし おも はつげん  
の観点から、なるべくゆっくりお話をさせていただければと思います。また、発言  
なか ことば えんりよ し  
の中でわからないような言葉などがありましたら、遠慮なくお知らせして  
いただければと思います。円滑な審議のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ばんめ ぎだい はい おも  
それでは、1番目の議題に入りたいと思います。

しょう しゃ いちぶかいてい  
さっぽろ障がい者プランの一部改定についてです。

しょう しゃ かいてい がつ しんぎかい  
さっぽろ障がい者プランの改定につきましては、ことし3月の審議会にお  
かいてい けんとうたいせい はなし じむきょく  
いて、改定のポイントや検討体制、スケジュールについてのお話が事務局か  
らありました。今回の審議会では、プランの素案について事務局から説明して

もらい、皆様の<sup>みなさま</sup>ご意見<sup>いけん</sup>を伺<sup>うかが</sup>ってまいりたいと思<sup>おも</sup>っております。

それでは、事務局より説明<sup>せつめい</sup>をお願い<sup>ねが</sup>いたします。

事務局<sup>じむきょく</sup>（長谷川<sup>はせがわ</sup> 障<sup>しょう</sup> がい福祉課長<sup>ふくしかちょう</sup>） 改<sup>あらた</sup>めまして、障<sup>しょう</sup> がい福祉課長<sup>ふくしかちょう</sup>の長谷川<sup>はせがわ</sup>でございます。

この件<sup>けん</sup>につきましては、私<sup>わたくし</sup>からご説明<sup>せつめい</sup>申しあげたいと思<sup>おも</sup>います。

議題<sup>ぎだい</sup>（１）のさっぽろ障<sup>しょう</sup> がい者<sup>しゃ</sup>プランの改定<sup>かいてい</sup>につきまして、ことし3月の審<sup>がつ</sup> 議会<sup>しん</sup>におきましても、改定<sup>かいてい</sup>の方針<sup>ほうしん</sup>や検討<sup>けんとう</sup>体制<sup>たいせい</sup>、スケジュールなどについてご説明<sup>せつめい</sup> 申しあげたところでございます。その後<sup>ご</sup>、今年度<sup>こんねんど</sup>に入りまして、計画<sup>けいかく</sup>検討<sup>けんとう</sup>会議<sup>かいぎ</sup> や障<sup>しょう</sup> がい者<sup>しゃ</sup>団体<sup>だんたい</sup>との意見<sup>いけん</sup>交換<sup>こうかん</sup>会<sup>かい</sup>などでいただきましたご意見<sup>いけん</sup>などを踏<sup>ふ</sup>まえ、 プラン改定<sup>かいてい</sup>案<sup>あん</sup>の作成<sup>さくせい</sup>作業<sup>さぎょう</sup>を行<sup>おこな</sup>ってまいりました。その後<sup>ご</sup>、プランの改定<sup>かいてい</sup>案<sup>あん</sup>が おおむねまとまってまいりましたので、本日<sup>ほんじつ</sup>は、その改定<sup>かいてい</sup>案<sup>あん</sup>の概要<sup>がいよう</sup>につつま して、ご説明<sup>せつめい</sup>させていただきたいと存<sup>ぞん</sup>じます。

それでは、資料<sup>しりょう</sup>の1-①をごらんください。

まず、1ページ目<sup>め</sup>の1のプラン改定<sup>かいてい</sup>の概要<sup>がいよう</sup>についてです。

なお、内容<sup>ないよう</sup>につきましては、ことし3月の審<sup>がつ</sup> 議会<sup>しんぎかい</sup>でも一度<sup>ど</sup>ご説明<sup>せつめい</sup> させていただいておりますが、今年度<sup>こんねんど</sup>に入<sup>はい</sup>ってご就<sup>しゅう</sup>任<sup>にん</sup>された委員<sup>いいん</sup>もいらっしゃいますの で、改<sup>あらた</sup>めて、ごく簡単<sup>かんたん</sup>にご説明<sup>せつめい</sup>させていただきます。

現<sup>げん</sup>プランは、障<sup>しょう</sup> がい者<sup>しゃ</sup>基本<sup>きほん</sup>法<sup>ぽう</sup>に基づく障<sup>しょう</sup> がい者<sup>しゃ</sup>保健<sup>ほけん</sup>福祉<sup>ふくし</sup>計画<sup>けいかく</sup>と障<sup>しょう</sup> がい者<sup>しゃ</sup>総合<sup>そうごう</sup> 支援<sup>しえん</sup>法<sup>ぽう</sup>に基づく第<sup>だい</sup>3期<sup>きしゅう</sup>障<sup>しょう</sup> がい福祉<sup>ふくし</sup>計画<sup>けいかく</sup>の二<sup>ふた</sup>つの計画<sup>けいかく</sup>で構成<sup>こうせい</sup>されております。 障<sup>しょう</sup> がい者<sup>しゃ</sup>保健<sup>ほけん</sup>福祉<sup>ふくし</sup>計画<sup>けいかく</sup>は、平成<sup>へいせい</sup>24年度<sup>ねんど</sup>から29年度<sup>ねんど</sup>までの6年間<sup>ねんかん</sup>でござい ますが、第<sup>だい</sup>3期<sup>きしゅう</sup>障<sup>しょう</sup> がい福祉<sup>ふくし</sup>計画<sup>けいかく</sup>につきましては、平成<sup>へいせい</sup>26年度<sup>ねんど</sup>までの3年間<sup>ねんかん</sup> となっております。

次<sup>つぎ</sup>に、改定<sup>かいてい</sup>のポイントでございますが、まず、下<sup>した</sup>の（２）の障<sup>しょう</sup> がい福祉<sup>ふくし</sup>計画<sup>けいかく</sup> につきましては、今<sup>いま</sup>申しあげましたとおり、現<sup>げん</sup>計画<sup>けいかく</sup>が今年度<sup>こんねんど</sup>で終<sup>しゅう</sup>了<sup>りょう</sup>いたし ますので、平成<sup>へいせい</sup>27年<sup>ねん</sup>4月<sup>がつ</sup>からの第<sup>だい</sup>4期<sup>きしゅう</sup>障<sup>しょう</sup> がい福祉<sup>ふくし</sup>計画<sup>けいかく</sup>を新た<sup>あら</sup>に作成<sup>さくせい</sup>する

ところで。

また、その上の（１）の障がい者保健福祉計画につきましては、計画期間の途中ではありますが、現計画策定後の国などの障がい保健福祉に関する動向等を踏まえまして、内容の一部見直しを行う予定です。

具体的には、２ページ目の上から３行目、②の障がい者施策の動向にありますとおり、昨年の９月に国において策定した障害者基本計画を初め、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害者総合支援法などの新たな法律について計画に反映することとしております。

３ページ目は、障がい者保健福祉計画の改定後における施策分野の案となっております。

今回の見直しに当たりましては、国の障害者基本計画における施策体系なども踏まえ、新たに分野９の安全・安心、分野１０の差別の解消・権利擁護、分野１１の行政サービスにおける配慮を新設いたしまして、施策体系を再編したいと考えております。

分野９につきましては、平成２５年に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の策定が義務づけられるなど、防災対策の充実が求められていること、また、現計画策定後に、地域における見守り活動など、新たな取り組みを開始していることから、このような取り組みを安全・安心という分野にまとめまして進めていきたいと考えております。

分野１０と分野１１につきましては、主に平成２８年４月の障害者差別解消法の施行を踏まえた分野の新設となります。障害者差別解消法では、行政機関等に対し、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、障がいのある方が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを義務づけており、法を踏まえた施策の充実を図っていく必要があります。今後、職員対応要領の策定や、相談、紛争解決のた

たいせいせいび すす ひつよう ぶんや  
めの体制整備などを進めていく必要がありますので、分野10においては、こ  
と く すいしん きさい  
のような取り組みの推進についてプランに記載しております。

ぶんや しよくいん たい しょう しゃりかい そくしん  
さらに、分野11においては、職員に対する障がい者理解の促進という  
けんしゅう つう まどぐちとう しょう かた はいりよ てっぺい  
ことで、研修などを通じ窓口等における障がいのある方への配慮の徹底を  
はか きさい かんが しょうがいしゃきべつ  
図ることなどを記載していきたいと考えております。なお、障害者差別  
かいしょうほう しこう ともな ぐたいてき たいおう くに だ よてい  
解消法の施行に伴う具体的な対応につきましては、国から出される予定の  
きほんほうしん ふ けんとう くに きほんほうしん  
基本方針を踏まえて検討していくこととなります。この国の基本方針につき  
よてい ねんない さくてい き しょう  
ましては、予定では年内に策定されるものと聞いております。ここまでは、障  
しゃほけんふくしけいかく ぶ せつめい  
がい者保健福祉計画の部についてご説明させていただきました。

しりょう かいていあん ほんぶん しりょう  
なお、資料1-②が改定案の本文となっておりますが、資料につきまして  
じぜん そうふ おも  
は、事前に送付させていただき、ごらんになっていただいていることと思いま  
ほんじつ ひと ひと と く せつめい しょうりやく  
すので、本日は、一つ一つの取り組みの説明につきましては省略させてい  
ただきます。

つぎ しょう ふくしけいかく ぶ せつめい  
次に、障がい福祉計画の部について説明いたします。

しょう ふくしけいかく しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょう ふくし  
障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス  
かん み こ りょう せいかもくひょう さだ  
に関する見込み量や成果目標などを定めることとなっております。

けいかく せいかもくひょう しりょう  
まず、計画における成果目標ですが、資料1-③をごらんください。

め けいかく さだ せいかもくひょう いちらん きさい  
1ページ目に、計画に定める成果目標の一覧を記載しております。

せいかもくひょう くに きほんほうしん もと  
これらの成果目標のうち、1-1から3-2までは国の基本方針に基づき  
さくてい もくひょう もくひょう くに ししん  
策定する目標となっております。これらの目標につきましては、国の指針に  
そく ちいき じつじょう おう せつてい さつぼろし  
即して地域の実情に応じて設定することとなっておりますが、札幌市におい  
めざ もくひょう きほんてき くに ししん もくひょうせつてい  
ては、目指すべき目標といたしまして、基本的には国の指針どおりに目標設定  
かんが  
をしたいと考えております。

まい もくひょう しせつ  
1枚おめぐりいただきまして、1-1と1-2の目標につきましては、施設  
にゅうしょ にゅうしょしゃ ちいきいこう かん もくひょう だい きけいかく ひ  
入所の入所者の地域移行に関する目標であり、どちらも第3期計画に引き



つづ もくひょうせつてい だい きけいかく もくひょう  
続いての目標設定となります。第3期計画における目標につきましては、  
しょう おも にゆうしょしゃ かた のこ けいこう いこうしゃすう げんしょう  
障がい者の重い入所者の方が残ってきている傾向から、移行者数が減少し  
じょうきょう もくひょうたっせい きび みとお  
てきている状況にあり、目標達成が厳しい見通しとなっております。しか  
じゅうじつ す ば かくほ そうだんしえん じゅうじつ と  
しながら、サービスの充実や住まいの場の確保、相談支援の充実などの取り  
く すす のこ きかん ひ つづ せいかもくひょう たっせい めざ  
組みを進めることにより、残された期間も引き続き成果目標の達成を目指し  
かんが  
ていきたいと考えております。

つぎ  
次に、4ページ、5ページ目になります。

しんき もくひょう ばんめ ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび  
こちらは、新規の目標となる2番目の地域生活支援拠点等の整備ですが、  
しょう しゃ こうれいか じゅうどか おやな あと みす しょう じ しゃ  
これは、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後も見据えつつ、障がい児・者  
ちいきせいかつしえん すいしん かんてん きよてんきのう  
の地域生活支援をさらに推進する観点から、グループホームなどの拠点機能と  
そうだん ちいきしえんきのう きよてん いったいてき  
相談コーディネートやショートステイなどの地域支援機能を拠点として、一体的  
せいび せいび ほうほう きよてん せいび ほうほう  
に整備するものです。また、整備の方法として、拠点を整備する方法のほか、  
きよてん もう ちいき きのう ぶんたん めんてきせいびがた ちいき  
拠点を設けずに地域において機能を分担する面的整備型もございます。この地域  
せいかつしえんきよてんとう くに ししん へいせい ねんど  
生活支援拠点等につきましては、国の指針におきまして、平成29年度まで  
かくしちょうそん けんいき すく ひと せいび  
に各市町村または圏域において少なくとも一つを整備するとなっております。  
もくひょう さつぱろし きぞん じぎょうしょ かつよう めんてきたいせい  
この目標につきましては、札幌市としては、既存の事業所を活用した面的体制  
せいび ほうこう かんが  
で整備する方向を考えております。

ちいきせいかつしえんきよてんとう こんご ぐたいてき きのうとう  
なお、地域生活支援拠点等については、今後、より具体的な機能等について  
くに しめ おも おも ふ けんとう かんが  
国から示されてくるものと思いますので、それを踏まえ検討していきたいと考  
えております。

つぎ め  
次に、おめくりいただきまして、6ページ目になります。

ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこうしえんすう いこうしゃすう だい き  
福祉施設から一般就労への移行支援数、移行者数につきましては、第3期  
けいかく すで もくひょう たっせい だい きけいかく  
計画につきましては既に目標を達成したところですが、第4期計画における  
くに ししん たか もくひょう か くに しさく れんけい  
国の指針におきましても高い目標が課されております。国の施策とも連携し  
しゅうろういこう む と く すす もくひょうたっせい めざ  
ながら、就労移行に向けた取り組みを進めることにより、目標達成を目指し

たいと <sup>かんが</sup>考 えております。

また、7 ページの 3 - 2 の <sup>しゅうろういこうしえんじぎょう</sup> 就 労 移 行 支 援 事 業 の <sup>いこうしゃすう</sup> 移 行 者 数 ですが、こちらは、  
<sup>しょう</sup> 障 がい <sup>ふくし</sup> 福 祉 サ ー ビ ス <sup>みこりょう</sup> 見 込 み 量 と <sup>れんどう</sup> 連 動 し た 数 値 と なる ため、<sup>くに</sup> 国 の <sup>ししん</sup> 指 針 を 上 回 っ  
<sup>もくひょうち</sup> た 目 標 値 と な っ て お り ます。

な お、<sup>へいせい</sup> 平 成 2 7 年 度 予 算 額 と も <sup>れんどう</sup> 連 動 する <sup>かたち</sup> 形 と な り ます の で、<sup>すうち</sup> 数 値 に つ き ま  
し て は、<sup>こんご</sup> 今 後、<sup>しゅうせい</sup> 修 正 と なる <sup>かのうせい</sup> 可 能 性 が あ り ます。

<sup>もくひょう</sup> 目 標 4 と 5 は、<sup>さっぽろし</sup> 札 幌 市 が <sup>どくじ</sup> 独 自 に <sup>せってい</sup> 設 定 する <sup>もくひょう</sup> 目 標 と な っ て お り、<sup>だい</sup> 第 3 期 計 画 に  
<sup>ひ</sup> 引 き 続 き <sup>もくひょうせってい</sup> 目 標 設 定 を する も の で す。

お め くり い た だ き ま し て、8 ペ ー ジ に な り ます。

4 の <sup>にゅういんちゅう</sup> 入 院 中 の <sup>せいしんしょう</sup> 精 神 障 がい 者 の <sup>しゃ</sup> 地 域 移 行 に つ き ま し て は、<sup>だい</sup> 第 3 期 計 画 で  
は、<sup>もくひょう</sup> 目 標 の 1 カ 月 当 たり 利 用 人 数 3 0 人 に 対 し、<sup>げつ</sup> 低 い 数 値 に と ど ま っ て お り、  
<sup>へいせい</sup> 平 成 2 4 年 度 に <sup>ねんど</sup> 制 度 が <sup>せいど</sup> ス タ ー ト し て、<sup>せいどりょう</sup> 制 度 利 用 へ の <sup>はたら</sup> 働 き かけ など が <sup>じゅうぶん</sup> 十 分 で は  
な かつ た こ と が <sup>かんが</sup> 考 え ら れ ます。ま た、<sup>ちいきいこうしえん</sup> 地 域 移 行 支 援 に つ き ま し て は、<sup>もくひょう</sup> そ も そ も  
1 年 間 の <sup>ねんかん</sup> 継 続 サ ー ビ ス で は な く、<sup>ゆうこうきかん</sup> 有 効 期 間 が 6 カ 月 で あ り、<sup>げつ</sup> 人 に よ っ て は <sup>ひと</sup> 三、  
<sup>よん</sup> 四 カ 月 程 度 の 利 用 の 方 も い る た め、<sup>がつまつ</sup> 3 月 末 の 利 用 人 数 と い う <sup>もくひょう</sup> 目 標 の 設 定 が  
<sup>てきとう</sup> 適 当 で は な かつ た と 思 わ れ ます。こ の た め、<sup>だい</sup> 第 4 期 計 画 で は、<sup>ねんかんじつりょうしゃすう</sup> 年 間 実 利 用 者 数  
を <sup>もくひょうち</sup> 目 標 値 と す る と と も に、<sup>せいどびーあーる</sup> 制 度 P R な ど 利 用 促 進 に 向 け た 取 り 組 み を 進 め る  
こ と に よ り、<sup>もくひょうたっせい</sup> 目 標 達 成 を 目 指 し た い と <sup>かんが</sup> 考 えて お り ます。

<sup>つぎ</sup> 次 に、9 ペ ー ジ に な り ます。

5 の <sup>りかいそくしん</sup> 理 解 促 進 に 関 する <sup>かん</sup> 目 標 値 で す。

<sup>ひょう</sup> 表 の 上 段 の 数 値 は、<sup>じょうだん</sup> 平 成 2 5 年 度 に お い て <sup>だい</sup> 第 3 期 計 画 の <sup>もくひょう</sup> 目 標 である 5  
0 % に 達 し て お り ます。<sup>しょう</sup> 障 がい の あ る 人 に と っ て <sup>ひと</sup> 地 域 で <sup>ちいき</sup> 暮 ら し や す い ま ち で  
あ る と 思 う <sup>おも</sup> 障 がい の あ る 人 の <sup>しょう</sup> 割 合 は 5 0 % に 達 し て お り ます が、<sup>たつ</sup> 下 段 の 5 -  
2 の <sup>しひょう</sup> 指 標 は 低 い 数 値 に と ど ま っ て お り ます。こ れ は、<sup>しょう</sup> 障 がい の あ る 人 に と っ  
<sup>ちいき</sup> て 地 域 で 暮 ら し や す い ま ち である と 思 う 人 の 割 合 と い う こ と で、<sup>しょう</sup> 障 がい の あ

る方もない方も含めた方の割合になっております。これは、一般市民に障がい福祉施策が知られていないことが理由と考 えております。こちら、高い目標ではありますが、第4期計画においても引き続き設定して理解促進の取り組みを進めていながら、目標達成に向けた努力をしてまいりたいと考 えております。

次に、障がい福祉計画のサービス見込量ですが、資料の1-④となっております。こちらが見込み量の一覧となっております。これは、これまでの実績や成果目標などを考慮して各年度に必要なサービス量の見込みを定めるものです。こちらは、基本的には過去の伸び率などをベースにして見込み量を算出しております。これまでも、障がい福祉サービスの利用者は年々増加してきており、今後においても、特段、利用者が減っていく状況などは見込まれないことから、サービス見込み量も増加する方向で見込んでおります。資料に記載されている数値につきましては、現段階での概算値であり、今後、平成27年度予算を踏まえ、修正の可能性がございます。

最後に、資料1-⑤に今後のスケジュールを記載してございます。

本日の審議会の後、年内に庁内での会議において最終的な調整を行い、このプランの素案を確定する予定です。その後、年明けにはパブリックコメントを行い、3月に策定、公表ということで考 えております。

私からの説明は以上でございます。

○浅香会長代理 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見などがありましたら、受けたいと思っております。

○千貝委員 リーガルサポートの千貝と申します。

資料1-③の差し替え版の2ページ目の1-1、施設入所者の地域生活への移行の数値目標について、基本的なことを伺いたいのですが、施設入所

しゃ びょういん にゆういん かた はい  
者というのは、病院に入院なさっている方は入っていないのですね。

じむきょく はせがわしょう ふくしかちょう びょういん にゆういん かた べつ  
○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） 病院に入院している方は別でござい  
ます。施設に入所されている方です。

ちがいいいん びょういん にゆういん かた ちいき もくひょう  
○千貝委員 病院に入院されている方を地域にという目標はどちらにある  
のでしょうか。

じむきょく はせがわしょう ふくしかちょう しょう かたぜんばん  
○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） 障 がいのある方全般ではないのですが、  
8 ページ目に、入院中の精神障 がいの方の地域移行支援ということで、こ  
れは札幌市独自ではありますけれども、目標を設定して取り組んでございま  
す。それ以外の入院中の方の移行ということは直接的にはないです。

ちがいいいん  
○千貝委員 ありがとうございます。

あさかかいちょうだいいり なに  
○浅香会長代理 そのほか、何かございませんでしょうか。

たかもりいん しゃきょう たかもり  
○高森委員 社協の高森でございます。

1-②のプランですが、14 ページの基本施策1のところ、「障 がいのある  
方」と「障 がいのある人」という二つの用語の使い方をしておりますので、  
どちらかに統一されたほうが良いと思いました。

それから、62 ページの安全・安心の基本施策1ですが、「雪や災害に強い  
まちづくりの推進」となっておりますが、この計画の中で、雪というものを、  
障 がい者から見えてどう捉えるかということです。ここでは、安全・安心です  
から、危険なもの、あるいは身体、生命に危険を及ぼすようなものから守ると  
いうことが前提になっていると思うのですけれども、雪そのものはそういうも  
のではないと思うのです。大雪になればそうなるということだと思えます。雨  
だってそうですね。大雨になればそうなるけれども、ぱらぱら降っている雨で  
はそんなことはあり得ないです。したがって、雪というものをどう捉えるのか  
ということがはっきりしていないといえますか、ここでは危険なものという捉え  
方をしているのでしょうか。それを知りたいと思えます。

それから、基本施策の丸の一つ目です。これは、3月のときにお話をすればよかったかもしれませんが、これは次の重点取組の冬のみちづくりプランの推進にもかかわってきますが、結局はバリアフリーの話ではないのかということです。要するに、一般の生活をする上で安心・安全に生活ができるようにというくりの問題ではないかと思うのです。したがって、例えば、防災対策などとは別の視点の問題ではないかと思ひまして、これをここに入れるということはどういうお考えなのか、その辺をもう一度確認しておきたいと思ひます。

最後に、先ほど拠点の話がありましたね。面的整備の方向でというお考えがあります。面的ということは、ある建物なり一つのものということではなくて、地域でそういう機能を果たしていこうと、誰がどういう形でやるのかという具体的なイメージはお持ちなのでしょうか。

以上です。

○事務局（長谷川 障 がい福祉課長） まず、1点目の用語の統一につきましては、そのとおりでございます。統一を図ったつもりですが、ちょっと漏れがあったようです。大変失礼しました。再度点検をしまして、用語の統一をしましてまいります。

2点目の62ページの雪の捉え方ですが、おっしゃるとおり、雪害といひますか、そういうときの対策という捉え方ではあったかと思ひます。バリアフリーという視点での捉え方のほうが適当ではないのかというご意見かと受けとめましたので、こちらにつきましては検討してまいりたいと思ひております。

3点目の拠点につきましては、資料1-③の目標の5ページ目にも国から示されました図がございますが、具体的なイメージという点につきましては、私どもも国から示されているのがこの図だけですので申しわけないですが、札幌市における具体的な展開のイメージは持ち得ていないのが正直なところ

です。今後、国から示される資料等を踏まえまして、どのような機能を札幌市の  
のどういう機関が担っていくのか、そういったネットワークづくりだと考  
えておりますので、そういった方面で進めていきたいと考  
えております。

○浅香会長代理 私もこの改定委員会に入りましたが、高森委員が二  
つ目に言われた雪については、障がい者といっても、身体、知的、精神とあ  
りまして、捉え方にかかなりの差異があります。特に、肢体不自由とか視覚障  
がい、平衡機能のとれない聴覚障がいの方は、ちょっとの雪でも不自由とな  
り、安全・安心に行動ができないということになってしまいます。それは、バ  
リアフリーも当然かかわってはくるのでしょうけれども、雪というのは、外  
出する際の安全を脅かす、札幌にとっては切っては切り離せないもので、意識  
が強いということありますので、どっちに持っていくというのはなかなか難  
しい面があると思います。

○高森委員 浅香委員のおっしゃることもよくわかります。障がいの種別で  
いろいろなことがあると思います。ただ、中に書いてある重点取組や基本施策  
の表記は、一般論に近いものなのです。それであれば、特に肢体不自由の方と  
か目の見えない方についてはこういう課題があって、したがって、この部分で  
は重点的にこういうところに取り組むという記述があるのではあれば、安全・  
安心にかかわると思うのです。冬のみちづくりプランの推進が重点取組とい  
うことであるならば、これはまるで一般論です。

したがって、これは私たちにも該当する話です。凍結防止剤をまきます  
などですね。それから、福祉除雪についても同じですね。除排雪もそうです。  
一般の高齢者の方だって福祉除雪の対象になっているわけですから、一般的  
な基本施策を書いて、一般的な取り組みを書いているとしか思えないのです。  
これは、もっと重点化した書き方をしないと、この部分での安全・安心には  
つながらないかなというちょっと印象を受けましたので、そういった視点で

もう一度ご検討いただければありがたいですし、わかりやすいかなと思いますので、よろしく願いたします。

○浅香会長代理 今の雪の問題について、障がいの方などからご意見があれば願いたします。

それでは、若干の直しを事務局に一任する形でよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○浅香会長代理 では、願いたします。

ほかに何もなければ、この件につきましては終了いたしますが、何かありますか。

○加藤委員 おくれて参りまして、ご迷惑をおかけしました。きらめきの里の加藤と申します。

プランについて、事前にいただいていた資料を見てきて、ちょっと具体的にもうちょっと言葉をふやしてもらいたいところが何点かあったので、意見として聞いていただければと思います。

改定案の14ページの下に、出前講座や普及啓発用冊子を活用して啓発、広報しますとあります。これは、「市職員が」と書いてあるのですが、市職員だけではなくて、こういった会もそうですし、いろいろな政策について意見を述べるチームがあると思うのですけれども、そういうところとか、自立支援協議会とか、地域における社会福祉法人とか、どういうところでもいいのですけれども、札幌市職員だけではないというところで、一緒に協議して情報を出すからには、地域の住民の方たちにより近いところの人たちがそういったものを一緒に作り広報啓発も一緒にできるというプランになってほしいと思いました。

ですから、「市職員が」というところは、市職員と何がしという感じで、例えば障がい者支援事業を行う社会福祉法人でもいいですし、市役所の仕事

ということだけではないところでつくっていけるようなプランになっていると  
いいなと思いました。

それから、23ページのグループホームの整備のところでは。

ここには、グループホームの整備をしますというふうに書いてあるのですけれども、そのほかのところでは障がいのある重い人に配慮した環境整備というふうに言われていますので、この中にも、重度障がい者に配慮したなどの文言を加えていただきたいと思います。グループホームの整備だけではなくて、障がいの重い人たちの住まいが非常に足りないという現実はあると思いますので、この中に盛り込めるかどうかは別としても、そういった配慮をしますということはこの中にきちんとうたっていただきたいと思います。

それから、41ページで、「早期療育の充実」と書きかえられてきたのだと思うのですけれども、「円滑な提供」だけではなくて、「適正な」も本当は入れていただきたいと思います。

というのは、皆さんご存じかとは思いますが、札幌は、児童発達支援事業、放課後等デイサービスの事業所の数が全国一です。ただ、数はたくさんありますが、その質に対しては、一生懸命やっではいるのでしようけれども、児童発達とは呼べないところ、発達支援と呼べないところもあろうかという懸念があります。そこに対しては、単にたくさんつくるのではなくて、適正な配置ですね。地区によっては足りないところもあろうと思えますし、その辺も札幌市のプランとしてやっていきますという書き方をしていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

あさかかいちょうだいり  
○浅香会長代理 よろしいでしょうか。

じむきょく はせがわしょう ふくしかちょう けんとう  
○事務局（長谷川障がい福祉課長） 検討させていただきます。

あさかかいちょうだいり でまえこうざ たかもりいん しょう どうじ  
○浅香会長代理 出前講座は、高森委員のところでも、たくさんの障がい当事者の育成をやっていきますので、そういう面も活用してやるということで、逆



い しゃしよくいん ちいき でむ ことば おも  
に言ったら、「市職員が地域に出向いて」という言葉はなくしてもいいかと思  
います。

つぎ まえ  
次に、24ページとおっしゃいましたけれども、前の23ページに、グルー  
プホームのことが書かれています。

いま いけん じむきょく けんとう ねが おも  
今のご意見につきましては、また事務局に検討をお願いしたいと思います。  
○新堀委員 北海道難病連から出席させていただいております新堀と申し  
ます。

しょうがいしゃそうごうしえんほう さくねん なんびょうかんじゃ しょう しゃ わく  
障害者総合支援法によりまして、昨年からは難病患者も障がい者の枠  
なか はい しゅうち わたし  
の中に入っておりますが、これがなかなか周知されていないということを私た  
ち けねん しょうがいしゃきほんほう しょう しゃ ていぎ  
ちは懸念しております。でも、9ページの障害者基本法による障がい者の定義  
うし まえ だ  
が後ろのほうにあったのですが、これが前のほうに出されてきたことはとても  
いぎ おも  
意義あるものかと思っております。

なか じゅうてんとりくみ なか はいち  
その中で、19ページの重点取組の中に、「ピアサポーターとして配置し、  
とうじしゃしゅたい かつどうしえん ことば ふ  
当事者主体による活動支援をします」という言葉があります。それを踏まえま  
して、29ページの基本施策2の白丸の2番目に、「難病法に基づき、難病患  
じゃ かた たい いりょう じゅうじつ はか ふくししやく れんけい そうだん  
者の方に対する医療の充実を図るとともに、福祉施策との連携により、相談  
しえんたいせい じゅうじつ つと かんじゃどうし  
支援体制の充実に努めます」とあります。これは、ピアサポーター、患者同士  
そうだん ふく おお い み い かんが ほんとう  
の相談も含めての大きな意味で言っているのかと考えたいところですが、本当  
のところはどうなのかということです。

いってん つづ さいがいじ  
もう一点は、65ページです。64ページから続いているのですが、災害時  
きんきゅうう い かん かんけいきかん きょうてい ひなん たい  
の緊急受け入れに関する関係機関との協定という避難に対するところです。  
なか ふくしひなんじょ ことば はい おも けん  
この中に、福祉避難所という言葉が入っていないと思っております。その件に  
かん こんご ほうこう かんが おも しょう  
関しましては、今後どのような方向で考えていかれるのかなと思っております。障  
しゃ なんびょうかんじゃ ふ たいへん ひと いっぱん ひなんじょ い  
がい者、難病患者を踏まえまして、大変な人たちが一般の避難所にまず行っ  
て、それから福祉避難所に行くというお話 を聞いておりますが、果たしてそれ

でいいのかと思うのです。最初から福祉避難所をオープンにしている都道府県  
もありますから、障がい、難病で自分の体に不安のある方、自力では行け  
ない方はこちらへどうぞというところもホームページで出されておりますので、  
そういった方向性は札幌市としてはどうお考えになっているのかというところ  
をお聞きしたいと思っております。

最後に、資料1-③です。1-1の入所施設の入所者の地域生活の移行者  
数の目標値が260人です。これは、86人という目標値が出されておしま  
すが、このバックです。地域に移行した場合に、この人たちが地域で生活する  
上でどういうサービスを考えておられるのかということです。例えば、今、  
ヘルパーが減少している実態もありますし、どのように見守る体制をつくり  
ながら260人という数字を出しているのかということをお聞きしたいと思  
います。

○事務局(長谷川障がい福祉課長) まず、29ページの相談支援体制の充実  
というところですが、基本的には、既存の区役所とか相談支援事業所も  
含めまして、さまざまな相談支援体制がございますけれども、そういったところ  
で、難病の方への理解とか、知識の充実というものを促進していくよう  
な方向を考慮しております。そういう中で、ピアサポーター等の活用もあるの  
ではないかというご提案かと思っておりますので、今後配慮してまいりたいと考  
えております。

災害の件です。福祉避難場所につきましては、こういう場に限らず、さまざま  
な場面で福祉避難場所への避難体制が必要ではないかというご意見はいただ  
いているところですが、現在の札幌市全体の避難計画におきましては、これま  
でもご説明しておりますように、一度、全体的な収容避難場所に集まってい  
ただいてから、福祉避難場所の収容体制を確認した上で、必要な方はそちら  
に移っていただくということです。現在のところはそういう計画でございます

が、そのような意見を頂戴しておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

三つ目の1-③の障がい福祉計画の地域移行の目標値がありますけれども、そういった方たちの地域での支援体制につきまして、特段、それに連動する目標値というところまでは定めておりませんが、その辺のところは、障がい者プランにもございますような地域でのさまざまな支援体制の充実によって支えていきたいと考えているところです。

○浅香会長代理 そのほか、障がい者プラン関係につきましてご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香会長代理 それでは、何かあれば一番最後に言っていただくことにつきまして、この件につきましては一旦終了させていただきます。

次の議題に入りたいと思います。

2番目の障害者就労施設等からの物品等の優先調達について、事務局から情報提供をお願いします。この件につきましては、前回の審議会で、随意契約の対象事業者を拡大することについて審議いたしました。本日は、平成26年度の調達方針等について事務局から情報提供をしていただきたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(平井企画調整担当課長) 平井でございます。

この件につきましては、私からご説明申し上げます。

お手元に配らせました資料2、平成26年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針をごらんください。

時間も限られておりますので、3月にご提示しました内容から大きく変わっているところを中心に話しさせていただきます。

ばん もくてき ばん てきようはんい ちょうたつ きほんてき かんが かつ  
1 番の目的、2 番の適用範囲、3 の調達にあたっての基本的な考え方は  
かわっておりませんので、4 番の先ほど話が出ていました調達の対象とす  
しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ゆうせんちょうたつすいしんほう きてい  
る障害者就労施設等のところでございます。(1)の優先調達推進法に規定  
さつぽろしないとう しょざい い か しせつ ばん ばん  
する札幌市内等に所在する以下の施設ということで、①番から⑩番、それか  
ら、(2)番として共同受注窓口機能を有する事業を行うものとして札幌  
しちょう いち  
市長が位置づけるものということで、ごらんとおりの施設が挙げられていま  
ぜんかい ゆうせんちょうたつすいしんほう きてい さつぽろしない しせつ あ  
す。今回は、優先調達推進法に規定する札幌市内の施設ということで挙げ  
ちほうじちほうしこうれい きてい ずいいけいやく しせつ  
られている10のうち、地方自治法施行令で規定されます随意契約ができる施設  
してい  
として①から⑥までが指定されておりました。

ゆうせんちょうたつすいしんほう ちほうじちほう しこうれい  
ということで、優先調達推進法と地方自治法の施行令でちょっとずれてい  
たのです。そこで、⑦番の特例子会社から⑩番の在宅就業支援団体の四つ、  
きょうどうじゅちゅうまどぐちきのう ゆう じぎょう おこな もの さつぽろしちょう  
それから、(2)の共同受注窓口機能を有する事業を行う者として札幌市長  
いち がいとう ぜんかい ほんしきく  
が位置づけるもの、ここも該当していなかったのですけれども、前回、本施策  
すいしんしんぎかい しんぎ ふく いけん  
推進審議会でご審議をいただきまして、ここも含めるべきだというご意見をい  
たくし いけん あと がつちゅう  
ただきましたので、そこで、私どもは、そのご意見をいただいた後、3 月中  
ないぶ てつづき ばん ばん しせつ げんき  
に内部で手続をとりまして、(1)の⑦番から⑩番の施設と、(2)の元気シ  
げんき げんき  
ョップ、元気ショップいこ～る、元気ジョブアウトソーシングセンターもあわ  
せまして、あら ずいいけいやく しせつ してい  
せまして、新たに随意契約ができる施設として指定させていただきました。こ  
ゆうせんちょうたつすいしんほう ちほうじちほうしこうれい がいとう とういつ  
れで、優先調達推進法と地方自治法施行令に該当するものが統一されまし  
ぜんぶ しせつ ずいいけいやく  
たので、全部の施設で随意契約ができることになっています。

ばん こんねんど ちょうたつもくひょう へいせい ねんど おく まんえん  
5 番の今年度の調達目標ですが、平成25年度は1億5,000万円  
ぜんねんど まんえんうわまわ おく まんえん  
ございましたので、前年度を1,000万円上回る1億6,000万円とし  
ております。

ばん ちょうたつ すいしん ぐたいてき と く さつぽろし  
6 番の調達の推進における具体的な取り組みでございますが、札幌市の  
かくきょくくとう と く しょう しゃ しゅうぎょうしせつ  
各局区等における取り組みといたしまして、障がい者の就業施設などが

よていかかく まんえん い か ばあい しょうがく ずいけいやく よていかかく まんえん  
ら、予定価格が10万円以下の場合は少額の随意契約、予定価格が100万円  
い か ばあい ずいけいやく よていかかく まんえん こ ばあい ほうれい きてい  
以下の場合は随意契約、予定価格が100万円を超える場合は法令で規定する  
ちほうじちほうしこうれい ごうずいけいやく ちょうたつ けんとう  
地方自治法施行令の3号随意契約によって調達を検討するというところでご  
あんない  
案内しているところでございます。

いこう がつ ていじ か しょうりやく  
それ以降は、3月にご提示したものと変わっておりませんので省略させて  
いただきますが、いちばんさいご へいせい ねんど じっせき の  
いただきますが、一番最後のページに平成25年度の実績を載せております。  
これは、がつ にちづけ こうひょう しせつ わ  
これは、6月30日付で公表しておりますけれども、施設のタイプによって分  
けていますが、しゅうろうけいぞくしえんえーがた ごうけい まん えん けんすう  
けていますが、就労継続支援A型は、合計で9,590万7,919円、件数  
は817件です。けん とくれいこがいしゃとう まん えん けんすう けん  
は817件です。特例子会社等は、7,152万7,284円、件数は60件  
です。それから きょうどうじゅちゅうまどぐち まん えん けん  
です。それから共同受注窓口は175万3,416円、1件でございます。  
ごうけい へいせい ねんど おく まん えん けんすう けん  
合計で、平成25年度は、1億6,918万8,619円、件数は878件で  
ございます。こちらが ねんど さつぱろし じっせき  
ございます。こちらが25年度の札幌市における実績でございます。

わたくし いじょう  
私からは以上でございます。

あさかかいちょうだいいり じむきよく せつめい しつもん  
○浅香会長代理 ただいま、事務局から説明していただきました。ご質問、  
いけんとう  
ご意見等はございますでしょうか。

べんきょうぶそく め か げんき  
ちょっと勉強不足なのですが、1ページ目に書いてある元気ジョブアウト  
ソーシングセンター運営事業について、うんえいじぎょう みじか せつめい ねが おも  
短く説明をお願いできればと思いま  
す。

じむきよく ひらいきかくちょうせいたんとうかちょう しょう しゃ しゅうろうしせつ なか  
○事務局（平井企画調整担当課長） 障がい者の就労施設の中で、いろ  
ぎょうしゅ たいおう ぎょうむ こべつ たいおう  
いろと業種なり対応できる業務がありますが、それを個別に対応していなく  
げんき ほうかつてき えいぎょう  
て、元気ジョブアウトソーシングセンターが包括的に営業して、いろいろな  
じゅちゅう じゅちゅう たいおう しょうがいしゃしゅうろうしせつ  
ものを受注して、その受注したものに对应できる障害者就労施設にアウ  
トソーシングセンターの方が割り振るのです。かた わ ふ ぎょうむ わ ふ  
業務を割り振ってやっていただ  
くという しゅうやく きのう ふ わ きのう も  
集約する機能と振り分ける機能を持つセンターでございます。

あさかかいちょうだいいり  
○浅香会長代理 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

あさかかいちょうだいり 浅香会長代理 なければ、この件につきましたは終了いたします。

それでは、次の議題に入ります。3番目の札幌市の児童精神科医療のあり方の答申への対応につきました、事務局より情報提供をお願いします。

この件につきましたも、ことしの3月の審議会において、それまでの経過や見通しなどについて事務局から情報提供があったところです。本日は、その後の経過報告ということで説明をお願いいたします。

じむきょく ひらいきかくちょうせいたんとうかちょう つづ わたくし せつめいもう あ 事務局（平井企画調整担当課長） 続きまして、私からご説明申し上げます。

てもと くぼ しりょう さつぼろし じどうせいしんかいりょう かた とうしん お手元にお配りしました資料3、札幌市の児童精神科医療のあり方の答申への対応につきました、報告でございます。

こちらは、先月の3日に札幌市議会の厚生委員会でご報告をさせていただいた内容と同じでございます。昨年(さくねん)の10月に札幌市精神保健福祉審議会(せいしんかいりょう)から答申を受けていますが、札幌市の児童精神科医療のあり方の答申を受けて、札幌市の児童心療センター(じどうしんりょう)の病棟(びょうとう)の福祉施設化と、市立札幌病院(しりつさつぼろびょういん)での児童精神科医療の実施(せいしんかいりょう)について札幌市の方針(ほうしん)が決まりましたので、報告をさせていただきます。それ以外の部分(いがい)につきましたも、進捗状況(しんちやくじょうきょう)ということであわせて報告(ほうこく)させていただきました。

まず、1番(ばん)の答申内容(とうしんないよう)の骨子(こっし)です。

①番(ばん)の下線(かせん)ですけれども、児童精神科医療(じどうせいしんかいりょう)に関するネットワーク(こうちく)を構築(こうちく)すること、②番(ばん)のシステム化(か)された医師養成体制(いししょうせいたいせい)を設ける(もう)こと、③番(ばん)の児童心療センター(じどうしんりょう)の医療機能(いりょうきのう)は市立札幌病院(しりつさつぼろびょういん)に統合(とうごう)すること、④番(ばん)の現在の平岸(げんざい)の入院機能(にゅういんきのう)は福祉施設(ふくししせつ)がすることということで、これが精神保健福祉審議会(せいしんほけんふくししんぎかい)から受けた答申(とうしん)の概要(がいよう)でございます。

このうち、③番(ばん)と④番(ばん)について、このたび、札幌市(さつぼろし)の方針(ほうしん)が決まりましたの

で、ご報告させていただきます。

2ページ目でございます。

まず、今、休止しています児童心療センターの病棟の福祉施設化でござ  
います。

こちらについては、当時のスタッフの支援技術や施設設備を生かしまして、  
以下の福祉施設を来年4月に開設するということでございます。休止してい  
る小児病棟につきましては、情緒障がい児短期治療施設ということで、定員  
としましては、入所が23人、通所が5人、自閉症児病棟32床につきま  
しては、自閉症を主たる入所者とする福祉型の障がい児入所施設という  
ことで、入所27人、短期入所5人で、来年4月から開設いたします。

この施設にした理由ですが、まず、情緒障がい児の短期治療施設につつま  
しては、もちろん答申内容にも触れていますけれども、それとあわせて、厚生  
労働省が各都道府県に最低1カ所、大都市にはさらに1カ所の設置を勧めて  
いる施設の種別でございます。

イとして、道内には、伊達市に同種の施設がございますけれども、本来、こ  
の施設種別に措置すべき児童がいたにもかかわらず、定員はもちろん決まっ  
ていますし、ここしかないものですから、やむを得ず、児童養護施設に措置して  
いる実態あるということで、不足している現状にあります。

こうした施設が市内にできると、児童養護施設等との役割分担によって、  
札幌市内全体の要保護児童への対応機能の向上が見込まれるということで、  
こういった施設を設置することにしたものでございます。

②番の福祉型障がい児入所施設でございますが、答申では、のぞみ学園で  
これまで行ってきた加齢児支援を含めまして福祉施設で行うべきとされてい  
ましたけれども、児童福祉法が変わりまして、児童と成人を同じ場所で支援を  
行うことができなくなりましたということと、それと成人の施設として自閉症

しゃじりつしえん すで せいびず こんかい じどう たいしょう  
者自立支援センターが既に整備済みでございますので、今回は、児童を対象  
とした専門性の高い施設としたものでございます。

いでございますが、主たる利用者を自閉症児とするこのような施設は全国に  
2箇所しかなくて、こういった広く知的障がい児を対象としたこのような施設  
は待機者が常にいる状態で、不足している状況は同じでございます。とい  
うことで、こういった施設が市内に設置されますと、ほかの施設等との連携や  
やくわりぶんたんとう さつぼろしなげんたい しょう じどう たいおうきのう こうじょう  
役割分担等により札幌市内全体の障がいのある児童への対応機能の向上が  
みこ じせつ せいび  
見込まれるということで、この施設を整備しております。

ばん しりつさつぼろびょういん じどうせいしんかいりょう じっし ほうしんないよう  
3番の市立札幌病院での児童精神科医療の実施についてです。方針内容で  
げんざい しりつさつぼろびょういん せいじん せいしんか どうせんぶんり  
ございますが現在の市立札幌病院におきまして成人の精神科と動線分離さ  
れた児童の専用病床を3床、こちらの入院機能と退院後の一定期間のフ  
ォローを中心とした外来診療機能を設置いたします。工事としましては、平成  
ねんど じっし じっさい きのう へいせい ねんど よてい  
27年度に実施して実際に機能するのは平成28年度からの予定でございます。  
これは、今、市立札幌病院の建物のところに併設されています精神医療セ  
おとなせんよう びょうとう びょうしょう しょう  
ンター、大人専用の病棟なのですけれども、こちらの病床のうち、3床を  
じどうせんよう てんよう かいしゅうこうじ じっし  
児童専用で転用するというのでございまして、そのための改修工事を実施  
ねんど つか  
し、28年度から使えるようにするというのでございます。

ただ、答申内容については、病床ではなくて、10床程度の病棟をつ  
くりなさいと言っております。その部分からは若干ずれてはおりますが、私  
じりつさつぼろびょういん いるりょうきかん じどうせいしんかいりょう じっし  
どもとしましては、市立札幌病院やほかの医療機関での児童精神科医療の実施  
じょうきょう がつ ほっかいどうだいがくだいがくいん  
状況や、ことしの4月から、北海道大学大学院につくっていただきました、  
じどうせいしんかい し ようせい きふこうざ いま いし いくせい  
児童精神科医師を養成する寄附講座によって今、医師が育成されていくという  
じょうきょう みきわ しょうらいてき じどうせいしんかせんようびょうとう  
状況などを見極めながら将来的に児童精神科専用病棟をつくるかどうか  
けんとう おこな  
ということについて検討を行っていくことにしております。

ほうしん りゆう どうしんないよう いちぶ ふ  
この方針とした理由でございますが、答申内容の一部を踏まえているのです



けれども、市内の児童精神科医のネットワークです。答申内容の①番にあります。このネットワークの構築を前提に、児童精神科の急性期を担う児童専用病床について、可能な限り早期に確保すべきだということで、病床になりますと、かなり期間もかかりますので、それよりは、まずは3床ですけれども、まず早くに確保したいということで、そういう考えのもとに、今回、答申とはちょっとずれていますが、それに決めたところでございます。

それから、先ほども話しましたが、病床を転用することで、専用の病床を確保しながら、答申にある要件につきましては、その後の状況を勘案しながら検討を進めるということでございます。

4番のそれ以外の答申内容の実施と検討進捗状況でございます。児童精神科医に関するネットワークの構築についてでございますが、こちらは、この5月に市内の児童精神科医の従事者、大学関係者、福祉関係者など18名を委員とする児童精神科医療連携体制構築検討会議を立ち上げまして、2カ月に1回程度、検討会議を開催し、具体的なネットワークの姿や構築方法の検討を行っておりまして、今年度は、3回まで終わってしまっていて、3月までにあと3回を行う予定でございます。

それから、児童精神科の医師養成体制でございますが、ことし3月に北海道大学に寄附を行いまして、4月に児童思春期精神医学講座を開設済みでございますが、この開設によって、北大病院の中にも臨床研究の場として児童精神科の診療機能が新設され、それとあわせて、児童心療センターも活用しながら、現在、特任教授1名、特任助教2名の体制で臨床研究等を行っているところでございます。

以上でございます。

○浅香会長代理 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をいただきましたことにつきまして、何かご質問、

いけんとう  
ご意見等がございますでしょうか。よろしいですか。

わたし ひと うかが いちばんさいご じどうししゅんきせいしんいがくこうざ  
私 から一つ伺 いますが、一番最後の4の(2)で、児童思春期精神医学講座  
なのですけれども、受講しているというか、そういう対 象の大学生は、この  
がつ なんめい  
4月から何名おられるのでしょうか。

じむきょく ひらいきかくちようせいたんとうかちよう こうざじたい かいせつ  
○事務局（平井企画調 整担当課長） こちらは、講座自体は開設されたので  
すけれども、いま がくせい がくせい かぎ じっさい い しめんきよ も こうき  
の臨 床で研 修に来ている先生もいますが、この教 授と助 教の3名が、児童  
りんしょう けんしゅう き せんせい きょうじゆ じょきょう めい じどう  
精神にご関 心のある先生を対 象に講義を行 ったり、月に1回程度、広くセ  
かいせいん かんしん せんせい たいしょう こうぎ おこな つき かいいていど ひろ  
ミナーを開催してございまして、そういった講座に入 っていたかような活動  
してございまして、しんねんど すうめい はい よてい き  
してございまして、新年度から数名が入 入るのではないかとこの予 定を聞いている  
ところございまして。

あさかかいちようだいり  
○浅香会 長代理 わかりました。ありがとうございます。

なに  
ほかに何かございませんでしょうか。

はつげん もの  
（「なし」と発言する者あり）

あさかかいちようだいり けん しゅうりょう  
○浅香会 長代理 なければ、この件につきましては終 了 しますけれども、  
ぜんたいいき なに う おも  
全体的に何かあればお受けしたいと思 います。

しんぼりいいん ほっかいどうなんびょうれん しんぼり  
○新堀委員 北海道難 病連の新堀です。

しょう しゃ ちゅうもく し  
さっぽろ 障 がい者プランがとても注 目 されているということをお知らせし  
たいと思 っていて発言させていただけます。

ほっかいどうなんびょうれん ほっかいどう なか し ぶ はまなか し ぶ  
北海道難 病連は、北海道の中に20もの支 部があるのですが、浜 中支 部の  
あつけしちょう なんびょうかんじゃ おこな さっぽろし おこな  
厚 岸 町で、難 病患者のアンケートを行 っています。札幌市でも行 ったよ  
うなアンケートが おこな 行 われまして、しょう しゃ あつけしちょうどくじ た  
うなアンケートが 行 われまして、障 がい者プランを厚 岸 町独自で立てよう  
というこ ことで、いま おこな  
というこ ことで、今、行 われております。

なか とうじしゃ こえ とうぜんはんえい さっぽろし しょう しゃ  
その中 中で、当事者の声も当然反 映 されますし、札幌市の 障 がい者プランは、  
けいさい ちゅうもく  
もちろんホームページにも掲 載 されておりますから、とても注 目 されていま

す。今後、これはほかの市町村全部に行き渡っていくのではないかと、その先駆けになっているのではないかと厚岸町の人たちも言うておりました。当事者の声を反映したものとして、これがよりよいものになっていただければなということ発言させていただきました。

本当に時間をかけて皆さんの考えをまとめていただけたと思っております。私自身もまだまだ足りないところがあったなと思いつながら、まずは第一歩と考えております。厚岸町の方々からも、これがとても参考になっていると声を届けてほしいと言われましたので、発言させていただきました。ありがとうございます。

○浅香会長代理 本当にありがとうございます。

そのほか、全体的に何かございませんでしょうか。

○加藤委員 きらめきの里の加藤です。

サービス見込み量の一覧の中で、相談支援事業の計画は委託ですね。障がい児相談のほうは、特に計画がなく、実績だけがある状態になっています。この数的な見込みについて、障がい児相談支援だけでもいいのですが、札幌市としては何かプランはありますか。

○事務局（長谷川障がい福祉課長）今の件ですが、資料1-4の4ページ目に、障がい児相談支援ということで、実績に基づいて、計画数値を見込み量として記載しておりますが、この件とは違いますか。

○事務局（高橋自立支援担当課長）自立支援担当の高橋でございます。

事業者指定については、私が直接所管をしておりますので、回答をさせていただきます。

今、加藤委員がお話しされていたのは、資料1-④の4ページの上段から、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、いわゆる児童福祉法に規定するサービスのところで、利用する対象者の

にんずうとう けいかく さき はなし さっぽろし じどう  
人数等の計画はあるけれども、先ほどお話をあったように、札幌市は、児童  
はったつしえん ていきょうじぎょうしょ ぜんこくいち ほうじんていきょうすう はいけい なか  
発達支援、サービス提供事業所、全国一の法人提供数がある背景の中で、  
ほうじん はいちけいかくすう い み おも  
法人の配置計画数はあるかという意味だと思えます。

いま さっぽろし じどうはったつしえん ひと れい がつ にちげんざい  
今、札幌市の児童発達支援を一つ例にとりましても、10月1日現在で2  
こ ていきょうじぎょうしょ りようにんずう い  
50を超えるサービス提供事業所がございます。これは、利用人数で言いま  
すと5,000人をちょっと超えるぐらいの供給ベースです。一方、実際に  
しきゅうけつてい う ていきょう  
支給決定を受けて、なおかつサービスを提供していただいているところは、  
それをはるかに下回る4,900ぐらいですので、量自体はまだまだ余裕が  
じょうきょう ご まいつき じぎょうしゃしていとろく  
ある状況です。その後も、毎月のように事業者指定登録をしていますので、  
ここのサービスについては、供給事業所としてはまだまだ右肩上がりであ  
おも  
えていくと思っております。

かとういいん さっぽろし たい ていきょうすう た かんが  
○加藤委員 札幌市としては、ニーズに対して提供数は足りないと考えてい  
るということですね。

じむきょく たかはしじりつしえんたんとうかちょう けつてい もう あ た  
○事務局（高橋自立支援担当課長） 決定ベースで申し上げますと、まだ足り  
ていません。

かとういいん じどう けいかくそうだん はい  
○加藤委員 あわせて、児童のほうは計画相談も入ってきますけれども、そこ  
かず じっすう か りようしゃすう か  
の数について、ここに実数として書いてあるのでしょうか、利用者数は書いて  
ありますが、事業所数としてはどうでしょうか。

じむきょく たかはしじりつしえんたんとうかちょう じぎょうしよ  
○事務局（高橋自立支援担当課長） 事業所については、あくまでもサービ  
きょうきゅう すうちもくひょう いま しつもん おな けいかくそうだん  
ス供給の数値目標ですので、今のご質問にあるように、同じように計画相談  
ふく じぎょうしよ きさい  
を含めて事業所ベースでは記載をしていません。

かとういいん こ ぶかい はなし けいかくそうだん  
○加藤委員 これは、子ども部会でも話をしているのですけれども、計画相談  
はい おや こ たいおう  
が入ることで、親のニーズだけではなくて、子どものニーズに対応していける  
のではないかと期待も私としてはあります。ですから、計画相談をやる  
じぎょうしよ してい じょうけん さいっぽろし  
事業所の指定も、ただ条件がそろっただけではなくてというところは札幌市に

お願いして、その辺の見きわめといたしますか、指定に関する札幌市としてのイメージも持っていたきたいと思っております。指定するときには、そういうこともきちんとお伝えしながら、身近なところで相談できる事業所がふえてくれるといいなと思っております。

○浅香会長代理 ほかに、全体的に何かございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香会長代理 それでは、本日の議題につきましてはこれで終了いたしました。事務局からほかに何かございませんか。

## 5. 閉会

○浅香会長代理 それでは、これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

どうもご苦労さまでした。

以上